

登録政治資金監査人の登録を受けようとするときの登録申請書の添付書類等の取扱いの見直しについて（案）

1. 概要

日本の国籍を有しない者について適用除外している現行の住民基本台帳法の改正により、外国人住民についても住民票が作成されることとなった（平成24年7月9日施行予定）ことから、登録政治資金監査人の登録を受けようとする者が外国人であるときの登録申請書の添付書類等の取扱いについて、次のとおり見直すこととする。

○登録政治資金監査人の登録を受けようとするときの提出書類

提出書類	外国人		日本人
	見直し後（案）	現行の取扱い	
・登録申請書	○	○	○
添付書類	・申請者の写真	○	○
	・戸籍抄本	×	×
	・住民票の写し	○ ←	×
	・懲戒等を受けていない宣誓書（※）	○	○
	・政治資金適正化委員会が必要があると認めたもの	× ←	外国人登録法の規定による外国人の登録を証する書面

（※）政治資金規正法第19条の18第2項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

○政治資金適正化委員会決定見直し案

見直し後（案）	現行の取扱い
<p>登録政治資金監査人の登録を受けようとするときの登録申請書の添付書類等の取扱いについて</p> <p align="center">〔平成24年5月17日〕 政治資金適正化委員会決定</p> <p>1. 政治資金規正法第19条の18第1項の規定により登録政治資金監査人の登録を受けようとする者が外国人であるときは、同法第19条の20第1項の登録申請書には、政治資金規正法施行規則第14条の5第1項第2号に掲げる戸籍抄本の添付は要しないものとする。</p> <p>2. 「政治資金規正法施行規則第14条の5第1項第5号の「政治資金適正化委員会が必要があると認めたもの」の決定について」（平成20年9月11日政治資金適正化委員会決定）は廃止する。</p> <p align="center">附 則 この取扱いは、平成24年7月9日から適用する。</p>	<p>政治資金規正法施行規則第14条の5第1項第5号の「政治資金適正化委員会が必要があると認めたもの」の決定について</p> <p align="center">〔平成20年9月11日〕 政治資金適正化委員会決定</p> <p>政治資金規正法施行規則第14条の5第1項第5号の「政治資金適正化委員会が必要があると認めたもの」について、政治資金規正法第19条の18第1項の規定により登録政治資金監査人の登録を受けようとする者が外国人であるときは、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、外国人登録法の規定による外国人の登録を証する書面とする。</p>

<関連法令>

●政治資金規正法（昭和23年法律第194号）（抄）

（登録）

第19条の18 次の各号のいずれかに該当する者は、登録政治資金監査人名簿に、氏名、生年月日、住所その他総務省令で定める事項の登録を受けて、登録政治資金監査人となることができる。

- 一 弁護士
- 二 公認会計士
- 三 税理士

2（略）

（登録の手続）

第19条の20 第19条の18第1項の登録を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、同項に規定する事項を記載した登録申請書を、同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添えて、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。

2及び3（略）

●政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）（抄）

（登録の申請）

第14条の5 法第19条の20第1項の登録申請書（次項において「登録申請書」という。）には、次に掲げる書類等（官公署が証明する書類等の場合には、申請の日前3月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。

- 一 申請者の写真（撮影後3月以内のものに限る。）
- 二 **戸籍抄本**
- 三 **住民票の写し**
- 四 法第19条の18第2項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書
- 五 前各号に掲げる書類等のほか政治資金適正化委員会が必要があると認めたもの

2（略）

●外国人登録法（昭和27年法律第125号）（抄）

第4条 市町村の長は、前条第1項の申請があつたときは、当該申請に係る外国人について次に掲げる事項を外国人登録原票（以下「登録原票」という。）に登録し、これを市町村の事務所に備えなければならない。（以下略）

2（略）

（登録原票の開示等）

第4条の3（略）

2 外国人は、市町村の長に対し、当該外国人に係る登録原票の写し又は登録原票に登録した事項に関する証明書（以下「登録原票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

3～6（略）

※ 改正入管法等の施行をもって、外国人登録法は「廃止」。

現行の外国人登録制度を廃止し、法務大臣が適法に在留する外国人に対して空港等で在留カードを発行する「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が第171回国会で成立。平成21年7月15日公布。平成24年7月9日施行予定。

●住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）（抄）

（適用除外）

第39条 この法律は、日本の国籍を有しない者その他政令で定める者については、適用しない。



（適用除外）

第39条 この法律は、日本の国籍を有しない者のうち第30条の45の表の上欄に掲げる者以外
のものその他政令で定める者については、適用しない。

※ 第30条の45の表の上欄に掲げる者

- ・ 中長期在留者
- ・ 特別永住者
- ・ 一時庇護許可者又は仮滞在許可者
- ・ 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者